

平成 3 0 年

文教委員会会議録

と き 平成30年7月30日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年 7月30日 (月) 午後 1時00分～午後 3時13分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午後1時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、その他および視察と進めてまいります。

なお、視察先の事業の関係上、午後1時55分ごろには庁舎を出発したいと考えております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 平成31年度品川区立学校使用教科用図書の採択について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)平成31年度品川区立学校使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大関教育総合支援センター長

それでは、お手元の資料をご覧ください。平成31年度に品川区立学校で使用いたします教科用図書の採択につきまして、その結果をご報告いたします。

7月10日の教育委員会におきまして、校長も大勢いらっしゃる中、中学校・義務教育学校（後期課程）で使用することになります「特別の教科 道徳」の教科書につきましては、資料の1に示してございますように、教育出版の教科書を教育委員会といたしまして採択いたしました。

2のその他に示してございますように、「特別の教科 道徳」以外の例えば国語ですとか算数等につきましては、4年前になります、平成26年度に採択した教科用図書を、残り1年間といいますが、引き続きもう1年間使用いたします。なぜそのようなことになるかというのは、次年度平成31年度になりますから、平成32年度以降の新たな新しい学習指導要領に基づいた教科書が各社より出てまいりますので、改めて採択することとなります。残り1年間は、現行の各教科等につきましては引き続き使用するという形で、採択をいたしました。

なお、特別支援学級用の学校教育法附則第9条といたしまして、一般の図書を教科用図書として使用することに関しましては新たに加えるものはなく、これまで従来、品川区の区立学校の特別支援学級がリストの中から選べるという状況のリストを引き続き使用するものとし、新たに一般図書を加えるということはないという部分も決めまして、7月10日の教育委員会で採択した結果でございます。

この採択結果につきましては、既に東京都教育委員会のほうへ報告をしております。なお、広く区民に対しましては、採択の理由も含めまして速やかにホームページで情報公開をしていく予定でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○南委員

品川区の教育委員会で先だって採択事務を行ったと思うのですが、そこも含めて質問したいと思います。まず区内展示場が、幾つ、どこだったのかを確認したいと思います。それぞれ何人ぐらいの

方々が展示教科書を見に行っただのか。ちょっと私は行けなかったのですけれども、そういう状況を知りたいです。

それから、おいでになった方たちの感想だとかアンケートだとか、そういうのもあったのだと思うのですけれども、その内容もどうだったのか伺いたと思います。

○大関教育総合支援センター長

教科書展示会に関連して、4点、ご質問がございました。

今年度は教育総合支援センターと品川図書館、2カ所で教科書展示会を実施いたしております。教育総合支援センターにつきましては、6月15日から6月30日までの法定展示に加えまして、それより前倒しで、少しでも早く見ていただく機会を増やしたいということで、6月4日から特別展示を行っております。また品川図書館におきましては6月15日から6月28日の間、法定展示を行っております。国が定めている2週間にプラスで、品川区といたしましては特別展示を6月4日から行ったという状況でございます。

なお、会場にいらしていただいた来場者の数は延べで94名となっております。教育総合支援センターが49名、品川図書館が45名、合わせて94名の方がおいでになりました。

なお、自由記述の形でアンケートを当日置きましたので、必ず皆さんが書かれるわけではありませんが、書いていただいた内容は30通ございました。

アンケートの内容でございますが、それぞれさまざまなご意見、いろいろな立場から教科書会社一社一社の読んだ感想等もございますが、特筆すべき点といたしましては、今回の教科書のサイズが、おおむね中学校のほかの教科の教科書と同じようなサイズの中で、ある会社の教科書はA4サイズと、1社だけ大き目のサイズを使用されておりましたので、そのことに対して、中学生以上の子どもの場合、ちょっと大き過ぎるのではないかというような、いろいろな教科の教科書の重さもございますので、そこに対するご意見がございました。

また、あるいは字が小さ過ぎず読みやすいものがあるのか、教科書だけでなく書き込みノートが別冊のような形でついている会社もございましたので、そういったノート付きのことに対して感想が書かれていたり、それから自己評価あるいはノートなどについて、書き込む生徒に負担がかかるのではないかというようなご意見等も内容としては頂戴しております。

また、教材の前に、学習する内容についてどのようにガイダンスをしているかは各社多様でございましたが、学習の中身に入る前、題材より前にある程度方向性が書かれてしまうと、固定概念を与えてしまうのではないかというご意見などもございました。以上、主だった内容につきましてご報告いたしましたが、合計30通のアンケートを頂戴しております。

○南委員

わかりました。94名というのが多いのか少ないのかという評価はいろいろあると思いますけれども、できるだけ多くの皆さんに教科書が展示されていると、しかもこれからの日本の次代を担う子どもたちを育てる教科書という点では非常に大事なもので、やはりできるだけ多くの方々に来ていただくということが前提として設定されるべきだと思っているのです。

この教科書の展示がされますよ、ありますよという周知はどのように行われていたのか。そして、特に品川図書館はあれですけれども、教育総合支援センターというのはなかなか全ての区民というオーバーですけれども、場所も含めて、なかなか図書館のように知られていないところがあるのかなと勝手に私が思っているのですけれども、そういう関係で、教科書センターですから常設もあるので、展示

するのは当たり前なのですけれども、交通の便がいいところも設定の時には考慮されてもいいのではないかと思ったりしているので、そういう関係でも考え方はどうなのかというのを一つ伺いたいと思います。

それから、やはり教科書は、日本の場合は戦前の軍国主義教育だとかいろいろな状況の中で、教育のあり方が根本から問い直されて、今日のような教科書採択というシステムもその変遷の中で出てきたのではないかと私は思っているのですけれども、そういう点で、やはり学校の現場の先生が自分たちが教える子どもたちの状況を一番よくつかんでおられるわけですから、そういう先生方の意見がきちんと反映された採択がされるのが一番望ましいのではないかと思います。そここのところの見解と、あと、各学校で、名前は忘れましたが、教科書採択に向けてのいろいろな準備が現場の先生からされていますよね。そのあたりで出された意見とか、一般的に先生方の意見というのはどのような形で聴取されているのか、そのあたりも教えていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

周知の方法、考え方、それから現場の教員の意見をどのように反映しているのか、どのような形で聞き取っているのかというご質問だったかと思います。

まず、周知でございますが、区の広報およびホームページのほうで周知はしてございますので、そちらをご覧ください。いらっしゃったと、会場にいらしている方から直接お聞きできております。また、お電話等で問い合わせあった場合には、6月4日から展示しますと5月中からお答えもしております。

なお、教育総合支援センター内に年間常設で教科書センターがございます。これはもう品川区の教育総合支援センターのリーフレットの中にも教科書センターということで、区立学校で使っているもの以外の教科書や、高等学校のものまで含めまして展示してあるということは広く普段からご案内させていただいております。したがって、教科書について興味があるというような方には、年間通じてご利用いただいているのが教科書センターとなっております。たまたま場所が教育総合支援センターの中にあるということです。

それで、現場の教員の意見、あるいは準備という2点にわたってご質問いただいた内容ですが、品川区立学校の使用教科書の採択までの流れといたしましては、これはもう例年どおり今年度も進めておりますが、教育委員会が、まず教科用図書調査検討委員会のほうに調査検討のための資料の作成を依頼いたします。

そして、その調査検討委員会、これは校長、保護者、地域代表、学識経験者等からなる委員会となりますが、実際にはさらに各教科ごとに、今年度の場合には「特別の教科 道徳」を担当する現場の実際の先生方、部会長は校長ですが、部員12名以内ということで、実際にさまざまな、本区の場合市民科で行っておりますので、市民科を担当している教員に各社の教科書の内容を実際に見ていただいて、実際に使う立場から、どういう部分について内容、構成、分量はどうか、表記と表現はどうか、あるいは活動はどうかといったような観点に基づいて資料作成を依頼してございます。

この調査研究会、現場の先生方に依頼をする際には、順位をつけるとかこれがいい悪いではなくて、非常に具体的、客観的に、同じ観点に基づいて資料を提供していただいております。そのようにして、現場の先生に資料を出していただいたり、意見という部分は、事務局として教育委員会の中で質問いただく中で、公告等もしているような流れとなっております。

○南委員

それぞれありがとうございます。教師の現場の意見が重要だと私は思うのですけれども、その点につ

いての教育委員会の見解を改めて伺いたいと思います。

それで、この教科書採択、とりわけ道徳の教科書については、非常に私も含めて一般的にいろいろな意見があり、心配する状況もずっとありましたし、いろいろな新聞等々でもかなり、日本教科書株式会社の作成した教科書はちょっと問題があるという状況が一般的に出されていました。

したがって、非常にその点について私は大いに注目をして、教育委員会の採択事務の時には傍聴させていただいたわけですが、この一般的にちょっと指摘がある、会社名を言わないほうがいいというご意見が今あったので、ちょっと私も躊躇するのですが、しかしそういう危惧されているその教科書を品川区としては採択しなかったわけでありまして、こういう教科書について、採択を主張した意見というのは、教育委員会のこの事務の中ではあったのか、なかったのか。ちょっとその辺を伺っておきたいと思います。ちょっとやり取りの言葉が聞きとれなかった状況もありましたので、改めて確認をしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

教員の意見は重要であるというご意見に対する教育委員会の見解、並びに特定の教科書会社について意見があったのかどうかというご質問かと思えます。

まず最初の教員の意見は、当然指導者である教員たちが子どもたちの狙いを達成する上で最も重要な教材である教科書を選ぶために、参考としたいと考えております。品川区といたしましては、現在は小中一貫教育要領、まだ現行のもので行っておりますが、そちらの教育要領に基づいた狙いを達成するのに、どの教科書がもっとも重要であるかというものがまずベースにあって、その上で教員の意見も参考として十分に反映して、選択されるものであろうかと考えております。

なお、後段の特定教科書会社のご質問につきましては、まずどの会社も国の検定基準を通過している教科書であるという部分はまず大前提として、その上でそれぞれの各社の特徴は異なっております。文字の大きさも、あるいは紙の色も実際には異なっていたりとか、目にやさしいのはどちらだろうという、実際に教科書の見本を手にとった中でどうなのかという部分を、教育委員の皆様を考えながら吟味していただいたというのが当日の流れでございました。特にどの会社だからどうしろということではなく、それぞれの特徴の中で、今回の採択に至ったと事務局では認識しております。

○南委員

現場の教師の意見が重要だというふうに教育委員会としても考えていると受けとめていいのかどうかを、確認をしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

現場の教員の意見も十分に参考とすべきと考えて、教科書調査研究会を各研究部会、現場の教員から構成して設定をしております。何をもちょうと最重点ということではなく、まずは品川区立学校教育要領の目標に基づいて、そこに適しているかどうか。そして実際の品川区の場合は9年生までの系統的な流れを指導という部分から考えて、最も扱いやすいのは何であるか。例えば今回の場合は、市民科として扱いやすいのはどれだろうか。そういった観点で選ぶべきだと考えております。

○塚本委員長

南委員、ほかの委員の質問もあるかもしれませんが、時間もあるのでなるべく簡潔にお願いします。

○南委員

大事なところなので、ちょっと意見を申したいと思います。

品川区の教育委員会では採択しなかったある特定の教科書、ここについては、代表取締役が日本教育

再生機構の理事長を務めている方であります。しかも侵略戦争を美化する教科書を、今は会社の名前が変わっていますので言っていると思いますけれども、育鵬社。そういう会社の教科書をつくっていた、その時の方と同じ方が、この問題になっているとされている教科書の代表取締役を務めていたと。しかも、今日ではヘイト本も作成をしていた会社でもあると言われていました。したがって、品川区の教育委員会がそういう偏った歴史認識を持つところの教科書を採択しなかったのはよかったと、その点では思っています。

しかも、この会社の検定意見というのは、184件出されたうちの36%の67件もこの会社の教科書に対する意見がつけられたということで、完成度の低い教科書というふうに専門家からは言われているというところでもあります。したがって、そのような会社が出版する教科書で道德教育を行うことになれば、品川区で育つ子どもたちが将来にわたる禍根を残すことになるという心配をしていましたので、私は100%よかったとは思っていないのですが、とりあえず、よかったと思っておりますし、またこれからも大いに注目をしていきたいと考えています。

ほかにもちょっと意見を述べたいと思ったのですが、とりあえずこれで終わりにしたいと思います。

○飯沼委員

よろしいですか。1つは、選定に当たっての経過と、理由のところももうちょっとお伺いしたいと思っております。

1つには、先ほど国の検定を通過していますということなのですが、私たちはこの国の検定自体が大きな問題を持っていると思っております。それも、今の安倍政権のもとでの検定というところにおいて、やはり戦争を美化するような教育を行ってはならないということが根底にあると思うのですが、安倍政権下、安保法制とか戦争法を強行に採決をしているという状況の中で、戦争に導くような方向も困るし、そのような教育をされては困るといった意見が国民の圧倒的多数の中にあるわけですが、そういった面で、この検定に至った経過の中で、例えば侵略戦争を美化したり、憲法に保障された基本的人権や民主主義をないがしろにするような教科書はいけないといった面での議論はされたのかどうか。どのようなご意見が出されて、これだったら安心だといって選ばれたのかどうか。ちょっとその点をとても危惧しています。その点が1点です。

あと、先に言わなくてははいけなかったのですが、今回は教育出版が選ばれたという資料が出されています。ここには名前が載っているからいいと思うのですが、今回何社の検定をして、どのような経過を経て選ばれたのか。私はもうちょっと詳しい資料、ここが選ばれましたという報告だけでなく、経過と理由がきちんと述べられるべきだと思っているのですが、その点はいかがでしょう。

○大関教育総合支援センター長

もう少し詳しい経過、理由等について先にご説明いたします。

今回8社の見本本がございました。その8社の教科書見本本を、5月から6月にかけて、先ほどご説明いたしました教科書調査研究会の教員たちが、実際に教育委員会として調査基準を示した共通の観点に基づき、内容につきまして精査をして、分析資料を作成いたしました。その作成資料に基づきまして、8社分全て同じように、先ほどもご説明した部分と重なりますが、全ての調査基準、内容、構成、分量、表記と表現、活動、造本、地域性、この調査の基準につきまして分析した資料、5月から6月に時間をかけて作成したものを、教育委員会に提出しております。

そちらの資料に基づきまして、教育委員も実際の教科書を手にししながら、その調査資料も参考に、具

体的に意見を交わしていただいた内容につきましては、当日傍聴の方もお聞きになっていたとおりでございますし、今後議事録等は時期が参りましたら公開される状況にあるかと思っております。

なお、主な採択理由でございますが、本区の独自教科である市民科において、市民科教科書と併用する際に、生徒の多様な考えを引き出しやすいというような理由、それからさまざまな経験、これは初任者から、あるいはベテランの教員までさまざまな教員がおりますので、さまざまな教員にとって扱いやすい。そして、いじめ防止を含めて題材がバランスよく取り扱われている。大きくは以上3点の採択理由から、教育出版のものを最終的に採択に至った状況でございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。例えば今おっしゃられた理由の3点とかも、ぜひ事前に書いていただければ、聞く必要もなくわかる内容であると思うので、やはりそういった委員会での公開というのももう少しと深めていただきたい、これは意見です。

あと、教員の委員の方々が出された資料、参考にされた資料というのは、求めれば公開されるのかどうかと、議事録が公開されているのですけれども、要約ですよね。全文でなかったような気がするのですけれども、ちょっとその点を確認させていただきたい。

それと、3点の理由はわかりました。私が一番心配をしているのは、さっき述べましたように侵略戦争の美化、こういった面でこれは大丈夫だというチェックがされたのかどうか。あと、憲法とか子どもの権利条約がやはり学校の隅々にまで行き渡るような教育をしてほしいという願いが私たちにはあるのですが、そういった観点で基本的人権や民主主義がないがしろにされているような教材が中に載っていないかどうかという、やはり私は教育の根幹が一番ここにあると思うのです。ここが委員の間で議論がされたのか、されなかったのかどうか、ちょっとその点を教えてください。

○大関教育総合支援センター長

まず、教科書調査研究会が作成いたしました資料ですとか、あるいはメンバー等の現段階ではまだ非公開としている情報でございますが、これは要領に基づいて8月末までは非公開としております。例年と同じでございますが、9月1日以降、公開請求に応じて公開しているものでございます。

なお、具体的なやり取りというご質問がございましたが、調査委員会あくまで資料をつくるという部分をお願いして作成していただいている状況ですので、その出てきた資料に基づいて、教育委員会で公開のもと、協議がなされているという流れでございます。

なお、最後にございました戦争美化、人権教育、民主主義という観点での協議がなされたのかというご質問でございますが、直接そういった文言での調査基準観点ではございませんが、あくまでも教育要領、市民科の狙いに即してどうなのかという観点で今回は採択をしておりますので、戦争の美化であるかどうかというような意見は、特に私の記憶ではございません。

○有馬庶務課長

採択の時の教育委員会の議事録でございますけれども、今、逐語録でつくっています。今、ちょっとこの時は6月末の段階のものでございますけれども、まだそれはちょっと完成していませんので、それができ次第、それは教育委員会のホームページのほうに掲載する予定です。これはもう少しお待ちいただければと思います。

○飯沼委員

今の議事録は全文公開ということで、わかりました。もうちょっとかかるということですね。どちらかという委員会報告の時に、やはり詳細な内容、毎回教育委員会を傍聴できればいいのですけれど

も、なかなかそういうのも難しいといった意味では、中身を伝えて、こういった中身でしたという報告をやはりきちんとしていただかないと、判断がなかなかできないと思います。特に私たちとしてはどうい議論がされて選ばれたのかということが最大の関心事です。なので、かいつまんで報告されてもなかなか全容は見えてこないと思うので、ここは意見ですけれども、ぜひ間に合うような報告をしてほしいと思っています。

あと、一番私が重要に考えているのは、この教育出版を選ばれた訳なのですが、東京都の段階でここが選ばれた時、あと小学校でこの教育出版が選ばれた時に、やはり教育出版に対して内容的にすごく不満の声が上がっておりました。その中で、1つは評価の問題があるのです。教科書の終わりのところに評価がついているのですが、この評価というのを品川区はどう考えて、どう使っていくのか。

教育出版のところの「心のかがやき度」という表現を使っているのですが、3段階によって評価をさせているというのが載っていて、東京都の段階でここが選ばれた時に、すごく懸念の声がたくさん上がっていました。私はその教科書が品川区で選ばれたので、いや、どうしたものかなと思ったわけです。その辺は議論になったのかどうかを1点教えていただきたいのと、この道徳の評価について、子ども自身の評価と、もう一つ教員の方の評価がありますが、その評価の仕方をどう考えているのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長

評価についてご質問いただきました。

まず各社とも、品川区以外の各自治体では初めて評価を表記しなければいけないという状態でございますので、そのために各社とも何らかの形で評価あるいは評価の参考となるような教科書のつくりをしていたのかと思いますが、本区においては、もう従来から市民科で1とか2とか3という段階ではなくて具体的な記述式で、どのような狙いに対してどのように取り組んで、どういった部分が本人はどうだったかという具体的な表記をこれまでもしております。保護者の方からは、非常にわかりやすいというふうにご意見もいただいておりますので、次年度以降につきましてもそこは変えずに、あくまでも市民科として評価はしてまいります。

なお、高等学校の入試に関しまして、「特別な教科 道徳」については評価の評点にはかかわらないというふうになっておりますので、そういった状況でございます。

なお、評価に関する考え方でございますが、教員がこれまでどおり具体的に子どもたちがどのような狙いを持ってどう取り組んで、本人としてはどのように品川区民としての力をつけたのか。そこをきちんと評価していきたいと考えておりますし、そこは普段子ども自身がやはり自分で自分の取り組みをステップ1からステップ5まで繰り返す中で、どのように狙いを達したのかというのを友達の前で発表したり、友達の発表を聞いたりという学習活動を行っているのが市民科ですので、当然自己評価をしっかりとやって、達成感、成就感をもって子どもたちが伸びていく。そういった基本の考え方をベースに考えております。

○塚本委員長

飯沼委員、少し簡潔にまとめていただきたいと思います。

○飯沼委員

はい。ということは、教科書についている子どもの評価を求めるところは使わないという受けとめ方でよろしいのかどうか。

あと、市民科もあわせてなので、教員の方々から、この道徳については評価できないと、

すべきではないといったことが言われているのですが、文章でどう表現しようとも、やはり評価するには基準があって、そこからどうなのかという判断になると思うのですけれども、私たちも道徳に関しては評価をすべきでないと考えているので、ちょっとその辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

2点、ございました。

まず、1点目の教員が教科書の評価に関連する部分は使わないのかどうかという内容でございますが、市民科はあくまでも市民科の教科書がまずございまして、併用する形で、これまでも教員が読み物教材等いろいろと集めて工夫をしてやってきた経緯がございます。今回、特別の教科の教科書も同じように併用しながら活用して、読み物の部分をどのように教えていくかは、実際の現場の子どもたちの実態に合わせてながら、教員が最も効果的な学習指導を進めていくという形ですので、教科書に載っている評価欄、先ほどおっしゃっていただいた例えば「かがやき」欄などという部分を活用するのかどうか、その時の効果としてどうすべきかは、指導者が考えるべきであると思っております。

なお、評価の書き方の部分につきまして、後段、もう一点ご質問いただきましたが、ここにつきましては、例えばどこまでできたからAであるとかBであるとか、5であるとか3であるとか、そういった基準を設ける教科ではございません。「特別の教科 道徳」というふうに、国もそこはあえて「特別な教科」という言い方をしておりますので、どこまでできたということではなくて、やはり子どもたち自身が本区の場合は市民科として、それぞれつけるべき力を自分でどのように課題設定し、どのように学んでいったのか。そういった見方を客観的に記述をしていくという評価のあり方を品川区では今後とも継続していく考えでございます。

○飯沼委員

最後になりますけれども、1つは道徳教育というのは、そもそも学校の教育活動全体において行うものであって、日常、子どもたちの中から起きるさまざまな問題、現実目の前にある問題を、教師と子どもたちで十分話し合って解決をするというのが、私は最善であると思っております。

教科書を見てみると、読み物とおっしゃったけれども、すごく古臭い事例とか、「え、何これ？」と思うような、やはり現代に合っていない事例がすごくたくさん取り入れられているなどと思っては読んだのです。

そういった意味では、道徳の教科書ができましたけれども、これに縛られることなく、やはり現場の先生たちの意見、子どもたちの状況を十分見たところにおいて使われる、自由な教材の選び方もできるような、私はぜひそういった品川区の教育委員会のご指導であってほしいと思っておりますが、最後です、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

今後とも市民科の狙いに即して、子どもたちにしっかりと学び取っていただくために、市民科の教科書も今改訂作業を進めておりますので、そこを大切にしていきたいと思っております。

○高橋（し）委員

今、ちょっと議論になったのですけれども、教科書のどこを使うとか、どこを使わないとか、そういうことを教育委員会から学校の教員のほうに指示をすることはあり得るのか、いうところだけ、ちょっと確認したいと思います。

○大関教育総合支援センター長

教科書に載っている中身の題材の、ここは一律に使うとか使わないとかいう指示は、教育委員会がす

るものではなく、市民科の教科書に基づいて、区としての市民科の狙いに即して、最も効果的な関連はどのように進められるのか、その時の資料としてどう扱うべきかということ判断して、使用することになるかと思えます。

○高橋（し）委員

いわゆる小中一貫教育要領に基づいて何を教えなければいけないということがあって、その一つの題材として教科書があるという認識でよろしいでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

そのとおりでございます。

○塚本委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 子ども向け図書館夏のイベントのご案内

○塚本委員長

次に、(2)子ども向け図書館夏のイベントのご案内を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

それでは、私から、子ども向け図書館夏のイベントのご案内についてご説明申し上げます。資料3枚ございますが、1枚目をご覧ください。

夏のイベントとしましては、子ども向けに2事業ございまして、まず1点目の「としょかんスタンプラリー」につきましては、自分で本を借り、借りるごとにスタンプを集め、3つ集まった時に景品として記念品をプレゼントするという事業でございます。こちらを利用することによって、図書館を利用する動機付けになり、図書に対する興味を深めようという狙いがございます。

こちらのカードにスタンプを押した後に、本の感想を書いていただくようになりますので、こちらについては10月に読書のフェアの際に、「読書の木」や「読書の花」として、図書館内で展示する予定でございます。

また、2点目の「科学あそび教室」につきましては、各図書館でさまざまな事業を行い、科学に対する知識・興味を深める目的で実施するものでございます。それぞれにつきましては、別添の資料をご覧くださいければと思います。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

特にご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 行政視察について

○塚本委員長

次に、予定表2、行政視察についてを行います。

前回の文教委員会で、正副委員長案としてご提示させていただきました視察先および視察項目につき

まして、先方の受け入れの関係で変更が生じたため、新たに兵庫教育大学を視察先として追加させていただきましたので、お知らせいたします。また、お手元にお配りした資料のとおり、視察先および視察項目について先方と調整をいたしました。

行程といたしましては、初日、9月4日の午後に、今ご紹介いたしました兵庫県加東市にあります兵庫教育大学で、健康教育実践プログラムなど教育者を養成する立場から見た心の健康教育について、教師のメンタルヘルスや子どもの環境学等を専門とする大学教授からお話を伺い、調査いたします。

2日目、9月5日は、午前中に兵庫県で人権教育、食育教育について、人権教育研究推進校の取り組みや、学校における食育の推進について調査を行い、午後は共に学び共に育ち共に生きる教育を行っている大阪市でインクルーシブ教育について調査をいたします。

そして最終日、9月6日午前に、子育て王国鳥取県の子育て施策について、本年4月、長野県、広島県とともに設立した森と自然を活用した保育・幼児教育推進自治体ネットワークの取り組み等、鳥取県の子育て施策について調査した後、とっとり森・里山等自然保育認証制度で認証された幼稚園において、子どもたちが食材選びから主体的に取り組むクッキングの様子を視察いたします。

なお、2日目の兵庫県で調査を予定しております人権教育についてですが、前回の委員会でも人権教育および啓発に関する総合推進指針についてご意見をいただいておりますが、視察先より、所管との調整が難しいとお話がありましたため、教育委員会における人権教育を中心に調査することとなりますので、あらかじめご了承ください。以上の内容で、それぞれ視察をしてまいりたいと思います。

宿泊については、9月4日は神戸市、9月5日は鳥取市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更等が出た場合は正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

この行政視察でより実りのあるものとなるよう、勉強会に際しましては、各委員それぞれ少し視察先についてお調べいただいて、どのような視点を持って調査していきたいか、どのようなことを先方に聞いて確認したいかなど、積極的に意見を出していただき、委員会として問題意識などを明確化していきたいと思っています。出されましたご意見等につきましては、あらかじめ先方にもお伝えしておきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

3 その他

○塚本委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

特にないので、以上でその他を終了いたします。

4 視察

○塚本委員長

最後に、予定表4、視察を行います。冒頭に申し上げましたが、本日は所管事務調査に関連して、本年4月に開園しました、にじいろ保育園勝島と、隣接しますしながわこども冒険ひろばについて視察にまいります。

それでは、これから視察に向かいます。放送を入れますので、委員および視察に同行される理事者は、第3庁舎2階駐車場のマイクロバスにご乗車願います。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時45分休憩

〔 視察場所：①にじいろ保育園勝島
②しながわこども冒険ひろば 〕

○午後3時13分再開

〔車中にて再開後、閉会を宣する〕

○午後3時13分閉会